

1 横浜市 保育・教育向上支援費 連携施設受諾加算について

(1) 平成 27 年度予算額

193,424千円

(2) 内容

認可保育所、認定こども園、幼稚園が地域型保育事業者との連携を受諾し、地域型保育事業者に対して保育内容の支援等を行うために必要な雇用費等（条件に応じて、アルバイト保育士1日4時間分から7.5時間分等）の一部経費助成

(3) 支給条件と単価

【幼稚園】

助成額【月額】

①支給条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 85,000円

②支給条件ア、イ両方に該当する場合 57,400円

<支給条件>

ア 横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（通常型・平日型）（就労要件のある横浜市型の預かり保育）を実施している。

イ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。

ウ 保育内容の支援について、以下の項目を全て実施している。

- ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。
- ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。
- ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。

【保育所】

助成額【月額】

①支給条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 229,500円

②支給条件ア、イ両方に該当する場合 114,750円

<支給条件>

ア 保育内容の支援（以下のうち3項目以上該当する）

- ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。
- ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど、必要な支援を行う。
- ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。
- ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。
- ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。
- ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。
- ・連携施設への給食の提供を実施している。

イ 一時保育事業又は地域子育て支援を実施している。

ウ 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。

【認定こども園】

助成額【月額】

①支給条件ア、イ、ウ全てに該当する場合 229,500円

②支給条件ア、イ両方に該当する場合 85,000円

③支給条件アのみに該当する場合 57,400円

<支給条件>

ア 連携施設児童の卒園後の受入枠を設定している。

イ 保育内容の支援を行っている（以下のうち3項目以上該当する）

- ・必要に応じて連携施設の代替保育を実施することとしている。
- ・事業者からの相談に応じ、保育に関する助言を行うなど必要な支援を行う。
- ・施設の状況に応じ、連携施設に対して施設や園庭を開放する。
- ・連携施設の児童に対して、集団における活動の体験や児童同士の関係づくりの一環として交流保育等を実施する。
- ・連携施設の児童の健康診断や健康管理に関して、必要な支援を行う。
- ・連携施設との合同研修・職員交流を実施する。
- ・連携施設への給食の提供を実施している。

ウ 3号認定の保育を実施している。